

9. 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社において、「手形若しくは小切手の不渡り」が発生した場合（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は「手形交換所による取引停止処分」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号d(i)】

※ 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権について支払不能が生じた場合（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は電子記録債権機関による取引停止処分が行われた場合は、「その他上場REIT又は資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実」として開示してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. **手形等の不渡り又は手形交換所における取引停止処分に至った経緯**
- b. **負債の総額**
- c. **今後の見通し**
 - ・ 投資法人に与える影響を記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. **その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項**